

平成26年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年11月27日
2. 招集の場所 可児市役所 5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年11月27日 午前10時15分 委員長宣告
4. 審査事項
「請願第5号 手話言語法に関する請願」審査のための請願者と手話通訳士を参考人招致することについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名 なし

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田隆司	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	渡邊ちえ
議会事務局 書記	若尾絢子		

委員長（野呂和久君） ただいまから教育福祉委員会を開会します。

本日は、まず請願第5号 手話言語法に関する請願を議題といたします。

可児市議会基本条例第6条第4項において、議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定めております。

当委員会には、請願第5号が付託されており、本日は請願者の意見を聞くかどうかを決定したいと思っております。

今後、委員会審査を進める上で、本件に関してより理解を深めるため、請願者の一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長の水野義弘さんと、水野さんが聾者であるため、同協会の手話通訳である伊藤恵子さんにこの件に関する参考人として出席していただき、御意見を伺いたいと思っておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

委員（富田牧子君） これって項目がとても難しい項目で、手話言語法に関する法律を制定してほしいという意見書を出してくださいということで、どんな法律かわからないから、それは本当にきちっと説明をしていただける方ということで来ていただけるんですね。

聞くことには私は賛成ですけど、そういうことまで含めて、私がひっかかっているのは法律を制定してほしいと、そういうことを私たちが意見書として上げるんで、どんな法律かもわからないのに、そういうことを無責任に意見を上げてはいけないと思うので、それについて概要、私たちはこう思ってこんな法律が必要なんだということまで含めて、手話がどうだったという話ではなくて、説明をきちっとしていただける参考人ということですよ。

委員長（野呂和久君） 今回来ていただく参考人の方が、手話言語法の法律そのものの内容について御説明していただけるかどうかという件を富田委員から御質問がありましたので、そこも含めて、後でまたお話しする予定でしたが、質問をできれば事前にお願いしようかなとも思って、あればということですが、その中でこういう意見があって、手話言語法について中身はどういうような法律を求めているのかということもお聞きする質問が出ます。または、事前に説明をしていただきたいということはお伝えいたしますが、今回参考人として来られる方が必ずその法律の中身そのものを、しっかり私はこういう法律をつくってほしいというものが明解に答えられるかどうかちょっとわかりませんが、こちらのほうからそういう形でしていただけるようにお話ししたいと思います。

委員（富田牧子君） 参考人ですから、きちっと答えてもらわなかったら意味がないわけですよ。

私たちはその人の意見を聞いて、これがどうかということ審査するんで、ちゃんと答えただけという保証のもとに来ていただくということについてはいいというふうに思いますが、本当に内容が重いので、私はもっと実際は軽いことを考えていました。だから、いるんなところでもっと手話の通訳を広めてほしいとか、そういう内容の請願かなあと思っていたので、そこら辺だったら本当にそういうことでいいと思うんですけど、この項目は法を

制定してほしいということなので、当然中身に立ち入らざるを得ませんし、それを聞かなければ審査のしようもないということなので、来てもらう人についてはそのようなことも含めてちゃんとやっていただきたい。その人が説明できないなら、ほかに連れてきて説明をしていただくということが必要だと思います。

委員長（野呂和久君） その旨については、先方にお伝えをします。

副委員長（天羽良明君） 今、富田委員が言われたように、私も手話言語法という法律が、内容がどんなものを盛り込まれるのかということも大変わからない部分が多いものですから、今委員長が言われたように、事前に質問事項を上げて、その水野さんなり手話の通訳の方なりが内容を答えられるかどうかをそこで見きわめて、なおかつそこでの理解が、まだその方々の理解が我々ができなさそうであれば、市の執行部の話も聞いたりして、勉強会も必要かなあというところにもなるかもしれませんが、事前質問という形で、回答もその参考人に答えてもらうというのも、回答もちょっと早目にこんなような回答を考えているというか、内容を盛り込もうとしているというような、請願も認めてみえる自治体も結構あるものですから、同じようなやりとりもあろうかと思しますので、概要がまずちょっと事前に勉強できるといいかなというふうに思いました。

委員長（野呂和久君） 法律の中身まで踏み込んで、そこを例えば説明があって、それについてという形で踏み込んだ質疑をとということも御希望されているということですか。

委員（富田牧子君） 私たちが意見書として上げる以上、責任を持ってこういうふうな、ばくとしたことですよ、もちろん決まっていなから、こういうことが今まで不備だからこういう中身の法律があるといいなということで、少しは中身についてわからなければ、単に全く白紙委任みたいな形で題名だけ決めておいて手話言語法なるものをつくってくださいというのは、余りにも無責任な意見だと思います。

私はみんなが理解をして、それでそれは本当に必要なことだねということで、可児市議会としてこういう意見を国に上げるというシステムでなければ、どこも上げているからとか、そういうことではなくて、どこも割とはっきり言うと、ここみたいにきちっと参考人とか招致をしたりいろいろしていなくてやっているというのが現状だと思うんですね。でも、私たちは議会改革でこういうこともやろうということをはじめた以上、もっともっと中身に責任を持った請願の意見書を出すべきだというふうに私は考えておりますので。

委員長（野呂和久君） 富田委員のおっしゃることも十分よくわかりますので、その意見も踏まえて参考人の方にはお話をさせていただきたいと思いますが、その法律、こういう案だとか、大体こういうような内容の法律をつくってほしいというような案をお持ちであれば、その件について、もしか事前に資料としていただけるのであれば、事前にお配りするような形で、一度その辺は対応をさせていただきます。

そういう形ではよろしいでしょうか。

あと、何か御意見はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、参考人招致ということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、参考人を招致いたします。

それでは、異議なしと認め、可児市議会委員会条例第28条に基づき、議長を経て参考人へ通知を行い、12月16日午前9時より本委員会の参考人としてお2人を招致し、意見を聞くこととします。

また、この請願の紹介議員である山田喜弘議員にも12月16日開催の委員会に、委員外議員として出席していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員（富田牧子君） 来ていただくのはいいんですけど、大変な議案が委員会であるので、順番は今まで議案をやってから請願という形になりましたけど、もし来ていただくのなら、先にするとかそういうことはできますか。

委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

委員会の一番最初に今回の請願については審査します。ありがとうございます。

それでは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、山田喜弘議員にも出席をしていただくこととします。

今回は12月16日午前9時から第1委員会室にて委員会を開催いたします。

委員（林 則夫君） 参考人なんかを最近よく聞いてお話を聞くわけなんですけど、これは日当は払っておるかな。どうなっておる、今度の参考人招致は。

以前、農業だったか、証人喚問をやったことがある。そのときには、ちゃんと日当を払うことになっておったと思うので、一遍さかのぼって調べてみて。ただ呼ぶというわけにはいかん。

議会総務課長（松倉良典君） 旅費ですかね。

委員（林 則夫君） 旅費か、日当じゃなしに、幾らになっておる。

議会総務課長（松倉良典君） それは来られる場所からの距離によります。

委員（林 則夫君） 距離による。

議会総務課長（松倉良典君） 参考人につきましては、規則で定めがありますので、それに基づきまして旅費をお支払いすると。来られる場所に基づいて算定された旅費をお支払いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

委員（林 則夫君） 了解。

委員長（野呂和久君） それでは、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年11月27日

可児市教育福祉委員会委員長